

平成 29 年 6 月 2 日

建築・設備設計指針の記載訂正

平成 29 年度大阪府住宅供給公社
茶山台団地・香里三井 C 団地住戸改善事業
設計・施工業務事務局

建築・設備設計指針の記載に誤りがありましたので訂正を行います。

■資料名／建築・設備設計指針

■該当箇所／3 ページ 建築工事 (1) 計画条件 ②住戸計画 h) バルコニー

■訂正箇所／3 つ目の項目に記載の「不燃材を用い」を削除し、以下のとおりとします。

h) バルコニー

- ・ 2戸1化に伴い、2つの住戸間にあるバルコニーの隔壁は撤去すること。
- ・ バルコニー手すり上部に囲い、バルコニーの床に物置等を設置することは不可とする。
- ・ バルコニー床に床化粧材を設置する場合は、可動であること。
- ・ 建築基準法において増築とならないような計画とすること。
- ・ 消防法等、関連法規を遵守すること。

以上